

## 鹿児島工業高等専門学校ホームページ公開規則

### (目的)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）ドメイン内のワールド・ワイド・ウェブ（WWW）サーバ上のページ（以下「ホームページ」という。）が、本校の情報公開及び広報活動の活性化を促し、また学内あるいは学外で、円滑に利用できるようにすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、「ホームページ公開」とは、本校におけるWWWサーバ上にブラウザから読み込めるファイルを置くことをいう。

### (ホームページ公開者)

第3条 ホームページを公開できる者は、鹿児島工業高等専門学校情報教育システム利用規則（以下「情報教育システム利用規則」という。）第2条に掲げる者とする。

2 学外にホームページを公開しようとする者は、あらかじめ広報センター長の許可を得なければならない。

### (遵守事項)

第4条 ホームページ公開者は、情報教育システム利用規則第4条の規定を遵守するとともに、次に掲げる情報を公開し、提供し、及びリンクしてはならない。

- (1) 公の秩序、善良の風俗に反する情報
- (2) 商用目的、営利目的に繋がる情報
- (3) 知的所有権に抵触する内容で、所有者に許諾を得ていない情報
- (4) 個人又は団体を中傷する情報
- (5) 政治活動又は宗教活動に関する情報
- (6) 部外者の匿名の情報
- (7) 個人の趣味、私的な内容に関する情報

### (公開中止)

第5条 第4条に違反しているホームページは、広報センター長が公開を中止する。

### (公開責任)

第6条 ホームページの公開の責任は公開者が負うものとする。

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ホームページの公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。